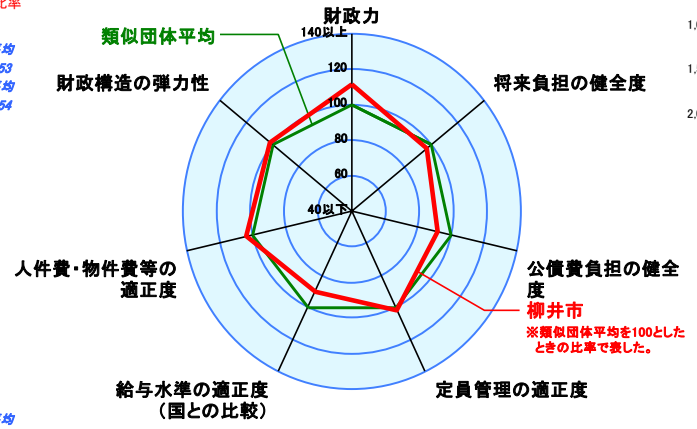
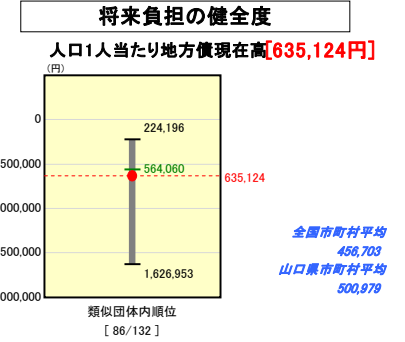
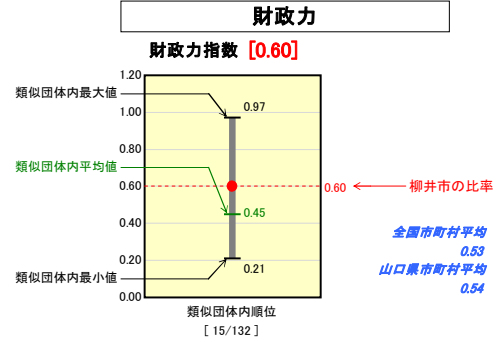


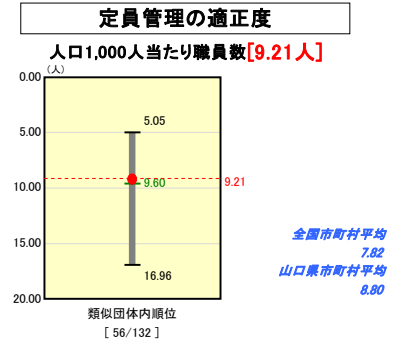
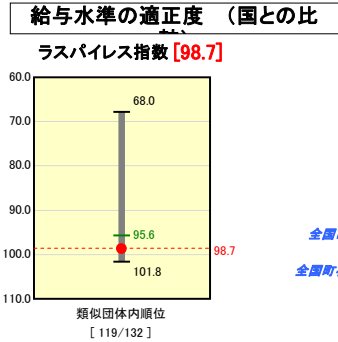
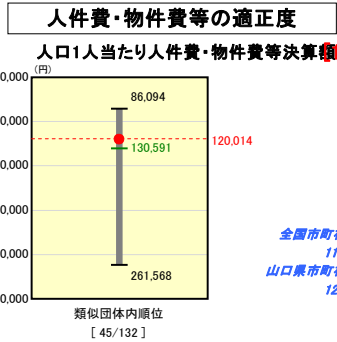
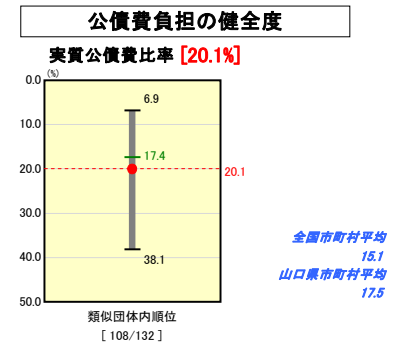
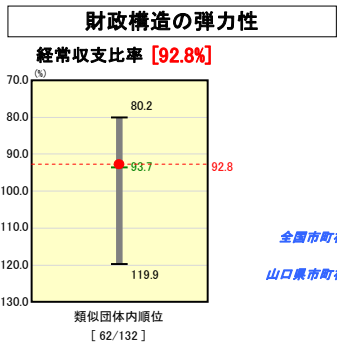
市町村財政比較分析表(平成18年度普通会計決算)

山口県 柳井市

人口	36,371	人(H19.3.31現在)
面積	139.89	km ²
歳入総額	16,849,518	千円
歳出総額	16,584,133	千円
歳入総額	243,951	千円



※類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。



※人件費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。

分析欄

財政力指数:
類似団体平均を上回る数値となっているが、大型事業所設備等の償却期間の経過とともに低下傾向となっている。後年の財政基盤の安定化と市民参加の推進による個性ある地域づくりの展開に努める。

経常収支比率:
歳出削減に努めており、ほぼ類似団体平均の数値ではあるが、財政の硬直化を改善すべく、今後も定員適正化(5年間で5.5%減)、補助金等の縮減、事務事業の見直し等の集中改革プラン実施実現に努める。

人口1人当たり人件費・物件費等決算額:
若干類似団体平均を上回っていることから、今後も定員適正化(5年間で5.5%減)、事務事業の見直し等の集中改革プラン実施実現に努める。

ラスパイレズ指数:
類似団体平均より3.1ポイント上回っている。類似団体平均、全国市平均の状況を踏まえつつ、引き続き給与の適正化に努める。

人口1人当たり地方債現在高:
慢性的な水不足という地域特性を改善すべく取組んだ広域水道事業の起債残高が全体の約25%と大きく、類似団体平均を上回っている。今後も適正な事業選択を行い、新規発行債の抑制と世代間平準化に努める。

実質公債費比率:
慢性的な水不足という地域性を改善すべく取組んだ広域水道事業と、地域環境改善のための下水道普及と向上対策によるものがそれぞれ約4%程度押し上げているが、類似団体平均を上回っている。今後とも新規発行債については、公債費負担適正化計画で設定した借入額以内とするよう努める。

人口1,000人当たり職員数:
若干、類似団体平均を下回っているが、更なる縮減に努める。引き続き集中改革プランの定員適正化(5年間で5.5%減)の実現に努める。

財政比較分析表の見方

ポイント

- 1 財政比較分析表は、各市町の財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、人口1人当たり地方債現在高、ラスパイレス指数、人口1,000人当たり職員数及び人口1人当たり人件費・物件費等決算額について、類似団体との比較結果を分かりやすくレーダーチャート等を用いて図示するとともに、その結果について、各市町における要因及び指標の改善に向けた取組み等を分析したものです。
- 2 レーダーチャート(分析表中央部)
類似団体の平均値を100としたときのその市町の指数を表しています。
指標が良好であればあるほど高い指数となるように計算されていることから、市町の七角形が平均値の七角形から外に広がれば広がるほど、財政状況が良いことを示します。
- 3 個別指標図(レーダーチャート周辺の7つのグラフ)
指標ごとにその市町の数値と類似団体の平均値及び最大値・最小値を棒グラフの形で示しており、平均値からの乖離の程度が一目で分かるようになっています。
併せて、類似団体の平均値とは別に、全国市町村の平均値、山口県内市町の平均値も記入されており、それらとの乖離の程度も把握できるようになっています。
- 4 分析欄(レーダーチャート下)
指標ごとに「なぜそのような数値になったのか」、「当該数値の背景にはどのような原因又は努力があるか」を明らかにするとともに、「今後、数値の改善に向けてどのような取組みを行っていくか」ということについて、「集中改革プラン」等に基づく具体的な数値目標等を織り交ぜながら、各市町が記入したものです。
- 5 平成20年4月1日からは、地方公共団体の新たな財政健全化の枠組みである「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、平成19年度決算から新たな財政指標(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)を公表するとともに、平成20年度からは、当該財政指標の悪化の度合いに応じて、財政健全化計画等を策定するなど、公営企業や第三セクター等も含めた、地方公共団体全般にわたる財政情報の把握や情報開示などを通じて、一層の財政健全化の取組が求められます。

注意事項

各指標は、ラスパイレス指数を除き、普通会計決算によっています。

財政比較の前提となる類型の設定(類似団体の区分)は、人口及び産業構造のみに依拠しており、市町の財政に影響を及ぼすと考えられるその他の客観的要素(面積、地理、高齢化率等)については、一切考慮されていません。

また、当該市町の類型の該当団体数(母数)が少ない場合は、財政分析が類型内の特定の市町村の財政状況に左右される度合いが高まります。

【用語の説明】

○財政力指数

市町の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値で、次の算式により求められます。財政力指数が、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があります。

$$\text{財政力指数} = \left(\frac{\text{前々年度基準財政収入額}}{\text{前々年度基準財政需要額}} + \frac{\text{前年度〃}}{\text{前年度〃}} + \frac{\text{当該年度〃}}{\text{当該年度〃}} \right) \div 3$$

○経常収支比率

市町の財政構造の弾力性を判断するための指標で、次の算式により求められます。人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るもので、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源(人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源)}}{\text{経常一般財源(地方税+普通交付税等)+減税補てん債+臨時財政対策債}}$$

○実質公債費比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰入金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に、充当されたものの占める割合の過去3ヶ年間の平均値で、次の算式により求められます。

従来の起債制限比率について、準元利償還金の範囲等の見直しを行ったものであり、地方債協議制度の下で、18%以上の市町は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の市町は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の市町は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B)-(C+D)}{E+F-D}$$

A: 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）

B: 地方債の元利償還金に準ずるもの（※「準元利償還金」）

C: A又はBに充てられる特定財源

D: 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）

E: 標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）

F: 臨時財政対策債発行可能額

※ 準元利償還金

ア 満期一括償還の地方債の1年当たりの元金償還金相当額

イ 公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金

ウ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等

エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給等）

オ 一時借入金の利子

○人口1人当たりの地方債現在高

平成19年3月31日現在の「住民基本台帳人口」1人当たりの地方債現在高（普通会計負担分）です。地方債は、市町が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。

○ラスパイレス指数

総務省が実施している「平成19年度地方公務員給与実態調査」の数値(平成19年4月1日現在)が記入されています。加重指数の一種で、重要度を基準時点(又は場)に求めるラスパイル式計算方法による指数です。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職(一)職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を表しています。

○人口1,000人当たり職員数

平成19年3月31日現在の「住民基本台帳人口」1,000人当たりの職員数です。また、職員数は平成19年4月1日現在の職員数です。

○人口1人当たり人件費・物件費等決算額

平成19年3月31日現在の「住民基本台帳人口」1人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計です。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。事業費支弁人件費は、その者の給与が、普通建設事業費、災害復旧事業費又は失業対策事業費に含めて支出される職員(事業費支弁職員)の給与です。

○標準財政規模

市町の一般財源の標準規模を示すもので、次の算式により求められます。

$$\text{標準財政規模} = \left(\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{財政一} \\ \text{規模} \end{array} \begin{array}{l} \text{収入額} \\ \text{所得譲与税、特別とん譲与税、} \\ \text{自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、} \\ \text{地方道路譲与税、交通安全対策特別交付金、} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \left(\begin{array}{l} \text{所得譲与税、特別とん譲与税、} \\ \text{自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、} \\ \text{地方道路譲与税、交通安全対策特別交付金、} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right) + \text{普通交付税}$$

○臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。

平成13～15年度及び平成16～18年度の間、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算(臨時財政対策分)、地方負担分は臨時財政対策債により補てんすることとされました。

【類似団体の説明】

市町村(特別区を含む)の財政比較分析表における類似団体とは、行政権能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を35の類型(平成18年度決算の場合)に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体をいいます。

各類型ごとの団体の一覧は、「県内の市町類型一覧等」(Excelファイル)をご覧ください。

○財政比較分析表における平均値

1 類似団体平均

類似団体平均とは、類型における選定団体※による各指標の平均値です。

※ 選定団体について

選定団体は、標準的な財政運営を行っている市町村として、次の基準によって選定されます。なお、詳細は、「県内の市町類型一覧等」(Excelファイル)をご覧ください。

- 1 原則として、平成13年4月1日以降において、大規模な合併が行われていないこと。
- 2 平成18年度及び平成17年度の決算の実質単年度収支において著しく多額の赤字を生じていないこと。
- 3 平成18年度決算の実質収支において、著しく多額の赤字を生じていないこと。
- 4 平成18年度決算において地方債の元利償還金が財政の著しい負担となっていないこと。

- 5 平成18年度の財政構造に著しい変化を与えるような災害等の特殊事情が生じていないこと。
- 6 平成18年度決算において、収益事業収入が著しく多額となっていないこと。

2 山口県市町平均及び全国市町村平均

山口県市町平均、全国市町村平均とは、それぞれ各指標に関する山口県内の市町の平均値、全国の市区町村の平均値です(ただし、財政力指数及び経常収支比率については特別区を除きます)。

各指標の平均値の算出方法は、下表のとおりです。

指 標	類似団体平均	山口県市町平均及び 全国市町村平均
財政力指数	単純平均	単純平均
経常収支比率	加重平均	加重平均
実質公債費比率		
人口1人当たり地方債現在高		
ラスパイレス指数	単純平均	[全国市平均、全国町村平均] 加重平均
人口1,000人当たり職員数	加重平均	加重平均
人口1人当たり人件費・物件費等決算額		